

令和 8 年度亀川夏まつり 出店規約

開催日時 令和 8 年 8 月 1 日 (土) 17:00 ~21:30

本規約は申込時点より、申込者が本規約に同意したものとみなされます。

- ①申込者は提示する提供条件を、誠実に順守するものとします。
- ②本規約に同意できない場合は、出店者説明会前にキャンセルをお申し出ください。
- ③出店者が名義貸し (*1) 及び転売等を行い本規約に違反したことが認められる場合または順守しない場合は、即時退場となり出店料は全額返金致しません。また異議申し立てについても一切受け付けません。(*1) 名義貸しには、また貸し (転貸) 代理出店 (販売代行)、を含みます。

本規約に違反した場合、またこの事実が後日発覚した場合は、翌年以降の参加資格を失うものとします。

- ④出店する責任者は、あらかじめ従事する者すべての 氏名、住所、生年月日 及び 取り扱う商品やサービス、暴力団との関係の有無、その他必要事項が記載された出店申込書及び誓約書 等、出店者募集要項に記載された書類を 亀川夏まつり実行委員会に提出し、出店許可証の交付を受けなければなりません。

- ⑤エコ活動について、出店説明会時に『エコ活動参加預り金』として 5,000 円を一時預かり致します。21 時 30 分エコ活動に受付していただき、一定時間エコ活動に参加いただいた出店者へは預り金を受付にてお返し致します。エコ活動に参加しなかった出店者には返金せず。ごみ処分経費の一部として寄付頂いたことと致します。

〔 1 〕 出店資格及び出店申込期間

・令和 8 年 6 月 10 日 (水) 現在、別府市在住の方、別府市で代表者が生計を立てている団体または個人の方に限ります。

但し、共催・後援・協力団体及び協賛企業または募集定員を満たさない場合に、実行委員会が選考する申込者は除きます。

・キッチンカー出店に関しましては大分県内営業許可所有者の方であれば別府市以外の方でも出店可能とさせていただきます。ただし、大分ナンバーの車両を優先させていただきます。

・家族などの同一生計者・同居人の重複申込は出来ません。

・暴力団及び暴力団関係者、それに類する団体に所属する者。また下記項目にあてはまる者の申込は出来ません。

- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
④ 暴力団準構成員 ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
⑥ 暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者及び暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者と親交を有する者 ⑦前各号に該当するものと生計を一にする配偶者
(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)
⑧ その他前各号に該当する者が、経営を事実的に支配している法人その他の団体、個人
または事業者

- ・未成年の方が代表の企業・個人とは契約致しません。
- ・過去に本まつりを途中退場、また、本規約に違反し参加資格を失っている団体または個人とその従業員、親族とう関係者は申込できません。

申込期間：令和 8 年 6 月 1 日（月）～ 6 月 19 日（金）受付方法：郵送でのみ受付

*今回の募集で定員に満たなかった場合、二次募集を行う場合があります。

〔 2 〕 申込時に必要な書類及び開催日までに必要な書類

■ 申込時

1. 申込用紙（印鑑押印）、代表・副代表の顔写真各 2 枚（出店責任者の本人確認を行うため出店申込書と出店許可書に使用・証明書サイズ）
 2. 代表者と副代表者が別府市に在住することを証明する書類または市内で生計を立てていると分かる書類
 3. 出店誓約書（印鑑押印）
- ①個人の場合・・・顔写真のついた証明書のコピー。代表、副代表 各 1 枚
【証明書例】運転免許証、住基証明 *パスポート、タスポは不可。
- ②事業所・団体の場合・・・事業所の所在地を証明する書類のコピー。登記事項証明書など
- ・出店する責任者が事業所に所属する事を証明する書類のコピー。
 - ・団体は、団体規約等のコピー。
 - ・責任者の顔写真のついた証明書のコピー。

3. 申込方法

申し込みは郵送にてお願い致します。

住所：〒 874-0014

別府市亀川浜田町 12-13 浜田町公民館内 亀川夏まつり協会

■開催前の期限日までに提出

【大分県東部保健所へ 提出する書類】

1. 営業許可申請書 食品や菓子を取り扱う場合は大分県東部保健所へ

・名義は、代表者か副代表者

・提出期限 令和 8 年 7 月 15 日 (水) 17 : 00 まで

*書類の不備がある場合は出店をお断り致します。

*出店申込者と申請者が同じでなければ、申請は出来ません。

*1業種につき 3,300 円の手数料が必要です。

【事務局へ提出する書類】

1. 生産物賠償責任保険へ加入した際の領収書のコピー

・保険証券・領収書のコピーを 令和 8 年 7 月 15 日 (水) 17 : 00 までに郵送にて提出してください。

*食品衛生協会（東部保健所内）〔 0977-67-2511 〕にて 2,000 円程度で加入が出来ます。

2. 従業員名簿

・提出期限 令和 8 年 7 月 15 日 (水) 17 : 00 まで

*出店代表者以外の方が出店に従事する場合は、上記「従業員名簿」も郵送にて提出して下さい。

※出店責任者は、やむを得ず事前に申込したもの以外の者を模擬店に従事させる場合は、遅滞なく、出店申込書のまつり当日従事者欄に必要事項を記載して実行委員会に届け出なければならない。

後日、従業員が上記の出店資格に違反したことが判明した場合は、次回以降の出店資格を失うものとする。

〔 3 〕 出店料

5 万円 … 【テントにて出店】 1 コマ 間口 3 m × 奥行 3 m

4 万円 … 【キッチンカーにて出店】 1 コマ 間口 6 m

(それぞれ上記サイズを超えての出店はご遠慮ください)

テント設営・撤去、電気水道設備工事は各自で行って下さい。

*テント出店は、1 事業所（個人・事業所・団体）につき申込は 1 コマのみ、重複申込みは全て無効とします。

*キッチンカー出店は、1事業所（個人・事業所・団体）につき申込みは1コマのみ、テント出店との重複申込みは認めず。

重複申し込みは、別府市在住の方、別府市で代表者が生計を立てている団体または個人の方に限ります。

出店者説明会時、抽選前に出店料を集金致します。

〔 4 〕 出店者説明会への出席について

出店者説明会には必ず申込の代表者又は副代表者のどちらか1名が出席して下さい。代表者、副代表者以外の代理人の出席は出来ません。なお、代表者・副代表者の変更がある場合は、事前に事務局にお問い合わせください。申込書提出後の変更は、手続時写真2枚が必要となります。

変更期限は6月25日(木)17:00までとなります。

欠席の場合は出店キャンセルとみなします。また、申込者多数の場合は抽選となります。

*申込期日までに定員を満たさない場合は、実行委員会にて協議し出店を希望する団体及び個人の方へ出店希望を確認のうえ選考します。

*但し、募集はコマ数内に限ります。

*出店場所の抽選については、申込者すべてを対象に平等に抽選を行います。

■ 出店者説明会 日時：令和8年7月1日(水)10:00 *時間厳守

場所：別府競輪場内 サブスタンド3階

(競輪場正面入口から入場頂き、一番奥の建物3階です)

住所：大分県別府市亀川東町1-36

駐車場：第2駐車場を借りています

(一般客の迷惑にならないように駐車ください)

連絡先：080-5959-5289 (石野田)

説明会に持参するモノ

- ・代表、副代表の顔写真各2枚(証明書サイズ)
- ・キッチンカーの出店は、上記提出物に加えて車検証の提出もお願いいたします。

・出店料 テント5万円・キッチンカー4万円*忘れず持参して下さい。

・『エコ活動参加預り金』5,000円*忘れず持参して下さい。

当日、出店料・エコ活動参加預り金を忘れた場合は、出店することは出来ません。

〔 5 〕 出店申込のキャンセルについて

○説明会以降はお支払いいただいた出店料については全額返金致しません。

〔 6 〕 開催中は申込者本人が必ず参加する事 *『名義貸し等の禁止』

申込者以外の名義貸し、また貸し（転貸）代理出店（販売代行）は認めません。違反した場合は即時退場していただき、出店料は全額返金致しません。

*当日、提出の申込書と出店許可証にて確認を致します。

また、後日発覚した場合、翌年以降の出店をお断りさせていただきます。

〔 7 〕 社会通念上並びに法律に違反する物品の販売禁止事項

ポルノ、麻薬、拳銃、盗品及び偽ブランド、コピー商品等その他法律に違反する物品を売ることは出来ません。

- ① 盗品、無断での持ち出し品、横流し品、預かり品等の販売は固くお断り致します。
- ② 開催中の場内で、他の出店者からの購入物を自分の出店場所で販売する事は禁止します。
- ③ 自転車、医薬品など専売法に係わる商品の販売を禁止します。
- ④ くじびきの出店は出来ません。また、玩具・めだか等の販売につきましては販売を見送らせていただきます。（昨年までの苦情で販売時、または販売後のトラブルが極端に多かったため。事例として定価の未表示、年齢条件を無視した危険物の販売、誤飲の危険性がある玩具の販売などがあり、トラブル回避のために慎重に対処させていただきます）

※事前に実行委員会から認可を得た個人・企業・協力団体はこの限りではありません。

〔 8 〕 未成年のアルバイトは禁止

未成年者を従業員として雇用することは、原則禁止となります。

但し、所属する学校または団体の許可を得ている場合はこの限りではありません。

〔 9 〕 開催中の退場について

出店者が出店規約に反する行為や他に迷惑を掛ける行為等、主催者が必要と認めた時は、即刻退場となります。*規約違反等の退場による出店料の払い戻しは致しません。

〔 10 〕 出店時の遅刻はキャンセルとなります

搬入時間の期限(16：00)までに出店者が準備をしていない場合、または会場に来ていない場合は、キャンセルとみなし出店不可能となります。

〔 11 〕 搬入出車両については規定の車両以外は入場出来ません

○会場内へ同時に搬入出可能な車両は申込1団体(人)につき1台までとし、原則大分ナンバーの車に限ります。また、本項目は共催・後援・協力団体及び協賛企業または実行委員会が選考する申込者は除きます。

○搬入駐車券は、スタッフが車外から見て番号・氏名を確認できるように必ず助手席側のサンバイザーに張り付け、常に掲示してください。

○搬入駐車券には、届出をしている出店者名を記入して下さい。

○通行時はスタッフの指示に従って下さい。

○2トンを超える車両での搬入出は出来ません。

*他の車両の搬入出の妨げとなる場合は、スタッフの指示に従って下さい。

○移動禁止時間内は場内の移動・運転は出来ません。また、場内では5km以下の最徐行運転が義務付けられていますので遵守してください。

○搬出時間は警察の指示をもとに決定します。搬出時間は22時過ぎの予定ですが、警察の判断により遅れる場合があります。その場合は、本部の指示に従って下さい。

搬入時間 11：00～16：00 ●11：00～14：00 (搬入駐車券 提示不要)

●14：00～16：00 (搬入駐車券 提示必要)

*14：00以降は駐車券を持っていない車両は会場から退出となります。

*備品等の管理及び会場内での事故等につきましては、主催者側は一切の責任を負いません。

*ガス・食材等の配達に関しては、できるだけ搬入駐車券が不要な11：00～14：00の間に搬入を済ませてください。

イベント時間 8月1日(土) 17：00～21：00

営業時間 8月1日(土) 17：00～21：30

(22：00には搬出が開始できるよう準備してください)

搬出時間 22：00以降、本部の指示にて搬出可能。搬出開始から1時間。

車両移動禁止時間 16：00～22：00 *歩行者優先ですので、会場内の状況により時間が変動します。

〔 1 2 〕 臨時駐車場について(搬入駐車券が必要)

○ 1 団体(人)につき 1 台分の搬入駐車券を配布します。

必ず券を助手席側のサンバイザーに張り付け、車両前面から見える位置に提示して下さい。

*複製、譲渡、貸出等の不正行為は固く禁じます。

○利用可能日時：8月 1 日(土) 12：00～23：00 まで

*23：00 に出入口の施錠をします。23：00 までに完全撤去をお願いいたします。

○利用可能場所：漁協指定駐車場(雨天時も可)

*臨時駐車場は 23：00 以降の車両の駐車はできません。

*会場及び駐車場内での事故等につきましては、主催者側は一切責任を負いません。

*23：00 以降、臨時駐車場内に放置された車両はレッカー移動致します。移動にかかる費用は出店者の負担と致します。(主催者側での費用負担は一切致しません。)

〔 1 3 〕 当日のイベント開催もしくは中止の確認方法及び、中止の場合

原則、雨天でも開催致します。ただし、台風や波が高いなどの荒天時に花火大会が順延となった場合は、大会に伴い出店も順延となります。

① 開催前中止の場合…花火大会順延日に開催

② 途中から中止の場合…出店開始(17：00 予定) から 2 時間経過した場合は実施とみなし、出店料につきましては全額返金致しません。

③ 順延の場合

*順延日は天候、海上などの状況により決定します。

*順延に伴うキャンセルについては全額返金致しません。

*開催日が天候不良又は開催日が順延及び中止になったことにより生じた一切の損害等(営業上の利益の損失や損害を含む)については、当実行委員会は一切の責任を負いません。

④ まつりの開催について…まつりの開催確認は、当日の 16：00 以降に主催者(〔 2 6 〕 問い合わせ先参照)へお問い合わせ下さい。

〔 1 4 〕 食品や菓子など許可申請が必要な品目を出店する場合

説明会終了後、7 月 15 日(水) 17：00 までに必ず大分県東部保健所〔0977-67-2511〕に申請をして下さい。許可が必要な品目等の詳細については東部保健所にお問い合わせ下さい。出店申込者(副代表者含む)と同一者が許可申請者となってください。同一者でない場合は『名義貸し』とみなし今年度及び今後の出店を一切お断りします。

〔 15 〕 生産物賠償責任保険

各自で生産物賠償責任保険に加入して下さい。

なお、領収書のコピーを 7 月 15 日(水) 17 : 00 までに事務局に提出して下さい。
食品衛生協会(東部保健所内) [0977-67-2511] にて 2,000 円程度で加入が出来ます。
食中毒等が発生した場合は各自の責任になります。

〔 16 〕 酒類の販売について

酒類をビン・缶のまま販売するには免許が必要です。詳しくは税務署にお問い合わせ下さい。

20 歳未満及び運転者には販売しないよう十分注意して下さい。

〔 17 〕 免責事項と開催中の事故責任について

①会場内において、主催者の故意又は重大な過失に基づく事故を除いては、主催者は責任を負いません。

②会場内で車両を運転中に事故(人身・対物等)を起こした場合は、当事者間の責任となりますので十分に注意して安全運転で事故防止を心がけてください。

〔 18 〕 開催中の途中退場は出来ません

開催中の搬出は禁止となります。

但し、荒天などの事情でやむなく中止する等、または主催者の指示があった場合を除きません。

〔 19 〕 エコ活動について

※祭り終了後、各店舗から最低 1 名の清掃応援をお願いいたします。

出店説明会時に『エコ活動参加預り金』として 5,000 円を一時預かりさせていただきます。

21 時 30 分ごろ本部に設置しているエコ活動受付で受付していただき、一定時間エコ活動に参加いただいた出店者へは預り金を受付にてお返しします。『預り金領収証』を忘れた方への返金は致しません。『預り金領収証』は当日限り有効です。エコ活動に参加しなかった出店者には返金せず。ごみ処分経費の一部として寄付頂いたこととします。

- ① 各自出店者から排出されるゴミ（段ボール、生ごみ、廃油など）は、会場内のゴミ箱等に捨てるのは厳禁です。会場内で出されたゴミは事業系ゴミの扱いとなり別料金となりますので各自で必ず持ち帰ってください。また、ゴミを放置して帰った出店者には、ゴミ処理代を請求させていただきますのでご承知おきください。
- ② 各自の出店場所、その周辺は出店者の清掃範囲となりますので、必ず掃除をしてください。
- ③ 出店者の各店舗にゴミ箱を設置し、分別して各自でお持ち帰りください。
- ④ 廃油・ラード等は一般ゴミとして処理できませんので、必ずお持ち帰りください。
手洗い場、トイレ、側溝などには絶対に流さないでください。
発見次第罰金10万円を徴収させていただきます。
- ⑤ 会場は漁港ですので、汚さないようにしてください。
- ⑥ トイレの手洗い場等で洗浄をしないでください。洗浄するものがある場合は、必ず持ち帰って洗浄してください。油や炭を使用する場合は、必ず養生シート等を使って漁港を汚さないようにしてください。
- ⑦ 出店規約を順守していただけない場合及び実行委員会の指示に従っていただけない場合は、今後、亀川夏まつり協会及び別府市漁業協同組合が関連し務めるイベント、まつりについて出店をお断り致します。

〔 20 〕 出店ブース内での販売の厳守

出店ブーステントから備品、販売物等のはみ出し(特にバーベキューコンロなど)は厳禁です。

また、テント外での呼び込み、販売についても禁止致します。通行の妨害等お客様や他の出店者の迷惑となるような行為はしないでください。また、勧誘行為、スカウト行為など祭りとは関係ない行為も行わないでください。目に余る場合は即刻退場していただき、以後の出店をお断り致します。

〔 21 〕 看板やのぼり旗の飾りつけについて

看板やのぼり旗の飾りつけは、テントの軒高より高くすることは可能ですが、常識の範囲内の高さを守ってください。

※ 過度な飾り付け、他に迷惑になるような飾り付けは、注意する場合がございます。

のぼり旗をテントの足に斜めに固定し、店舗よりも前に出すことは来場者に対してけがや事故の原因となり、また他の店舗の迷惑となるため禁止します。強風などでの場合撤去を求め場合があります。 イベント当日、出店担当者が巡回し確認します。

客引き行為、勧誘行為を禁止します。店舗テントから出て通路での呼び込み、客引き行為は迷惑行為とみなします。また、勧誘行為、スカウト行為など祭りとは関係ない行為を行っている場合は即刻退場していただき、以後の出店をお断り致します。

〔 2 2 〕 会場内の備品及び貴重品の管理について

盗難の恐れもありますので貴重品等は必ず各自で管理してください。会場内での盗難や備品の破損等につきましては、主催者は一切の責任は負いませんので、必ず各自で管理してください。 ※ 夜間警備等はありません。

〔 2 3 〕 消火器の設置義務について

平成 26 年 8 月より別府市条例が改正となり、祭礼、縁日、花火大会その他多くの方が集合する催しにおいて、火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、液体、固体、気体燃料で火を使う器具(石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等)、電気を熱源とする器具(器具の表面に可燃物が触れた場合に発火する恐れのあるもの・赤熱部分が露出しているもの)を使用する者に対して消火器を準備し、使用することが義務付けられました。対象となる器具を使用する方は必ず消火器を設置していただきます。

イベント当日、消火器の確認が出来ない場合は営業の停止となる場合もございます。

使用できる消火器の種類について住宅用消火器ではなく、業務用消火器をご使用ください。業務用消火器のうち、6 型以上の大きさの粉末 ABC 消火器を準備してください。大型量販店や、消防設備業者(タウンページ等に記載)にてお求めください。



〔 24 〕 火気の取り扱いについて

平成 25 年 8 月 15 日京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。

当イベントをはじめ、多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、使用される火気の中でも、ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意を払い、営業を行って下さい。施設賠償責任保険の加入をお勧めいたします。

〔 25 〕 保険加入の勧め

上記事故を鑑み、出店される皆様に事故に対応できる賠償保険等に加入することを勧めています。

各自で保険に加入している場合は、事前に補償内容をご確認ください。

〔 26 〕 問い合わせ先について

■ 亀川夏まつり協会 事務局

〒874-0014

別府市亀川浜田町 12-13 浜田町公民館内 TEL : 080-5959-5289 (石野田)

■ 大分県東部保健所

〒874-0840

別府市大字鶴見字下田井 14-1 TEL : 0977-67-2511

■ 別府税務署

〒874-8686

別府市光町 22-25 TEL : 0977-23-2111

■ 別府警察署

〒874-0909

別府市田の湯 13-13 TEL:0977-21-2131

■ 別府市消防本部

〒874-0905 別府市上野口町 19-27 TEL0977-25-1122